

監査報告書

令和6年5月22日

学校法人 八代学院
理事会 御中

監事 岩木 英一

監事 宮田 勇人

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人八代学院の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に關し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認める。

なお、私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続きにより監査を実施した。

以上

監査報告書

令和6年5月22日

学校法人 八代学院
評議員会 御中

監事 岩木 英一

監事 宮田 勇人

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人八代学院の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に關し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認める。

なお、私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、私たちが必要と認めた監査手続きにより監査を実施した。

以上